

一般社団法人ならはみらい臨時職員就業規則

改訂履歴

- 改正 平成27年6月26日規則第 2 条
規則第 3 条
規則第 9 条
- 改正 平成28年6月24日規則第 2 条
規則第 3 条
規則第9条別表第2
規則第9条別表第3
規則第 1 0 条
- 改正 平成29年6月22日規則第 1 0 条
- 改正 令和2年11月24日規則第2条、第3条、第5条、第7条、第8条
第10条、第11条、第12条
規則第10条別表第1、規則第11条別表第2

目 次

第1章 総 則.....	1
第1条 (目的)	1
第2条 (臨時職員の種類及び職務)	1
第3条 (雇用期間)	1
第4条 (規則遵守の義務)	1
第2章 雇 用.....	1
第5条 (雇用)	1
第6条 (雇用の通知)	1
第7条 (無期転換)	2
第3章 服 務.....	2
第8条.....	2
第4章 勤 務.....	2
第9条 (勤務時間、休憩時間及び休日)	2
第10条 (休職、休暇等)	2
第11条 (賃金及び手当)	3
第12条 (臨時加給金)	3
第13条 (退職)	4
第14条 (災害補償等及び災害防止)	4
第15条 (健康診断)	4
第16条 (損害賠償)	4
第5章 雑 則.....	4
第17条.....	4
附 則.....	4
別 表.....	6

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、一般社団法人ならはみらい（以下「ならはみらい」という。）の臨時職員の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）及びその他の法令の定めるところによる。

第2条 (臨時職員の種類及び職務)

臨時職員は、管理上、次の3種に区分する。

- (1) 嘱託職員
- (2) パートタイマー
- (3) アルバイト

- 2 前項第1号の「嘱託職員」は、専務理事が指定する業務に従事するものとする。
- 3 第1項第2号の「パートタイマー」及び第3号の「アルバイト」は、専務理事が指定する補助的業務に時間単位により勤務するものとする。

第3条 (雇用期間)

臨時職員の雇用期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 嘱託職員 雇用期間は、1年以内とする。ただし、契約更新をさまたげない。

- (2) パートタイマー

原則として1日8時間以内に限り日々雇用するものとし、雇用期間は、6ヶ月以内とする。ただし、更新をさまたげない。

- (3) アルバイト

原則として1日8時間以内に限り日々雇用するものとし、雇用期間は、専務理事がその都度定める。

第4条 (規則遵守の義務)

臨時職員の規則遵守の義務については、職員の例による。

第2章 雇用

第5条 (雇用)

臨時職員は、適宜、選考により雇用する。

- 2 採用を希望するものは、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 履歴書
 - (2) その他代表理事が必要と認める書類

第6条 (雇用の通知)

雇用が決定された臨時職員には、代表理事が雇用通知書を交付する。

第7条（無期転換）

平成25年4月1日以後に採用された臨時職員で継続勤務する期間が5年を超える臨時職員、又は、平成25年3月31日以前に採用された職員で、平成25年4月1日を起算日とし継続勤務する期間が5年を超える臨時職員は、当該臨時職員の初出勤日を起算日として5年を超える日が含まれる雇用契約期間が満了するまでの間に、雇用期間を無期限とすることを請求する（以下、本条において「無期転換権の行使」という。）ことができる。

- 2 ならばみらいは前項の申し出があった場合、当該臨時職員が無期転換権の行使を行うことが適正かどうかを確認し、その申し出が適正であった場合、当該臨時職員が無期転換権の行使を行った日の属する労働契約期間の満了日の翌日に、当該臨時職員との間で雇用期間を無期限とする労働契約を締結する。
- 3 前項により雇用期間を無期限とする職員との間で締結する労働条件は、その雇用期間に関する定めを除き、原則として無期転換権の行使をした日の当該臨時職員の労働条件と同一とする。ただし、無期転換権の行使により職務が変更になる等、当該職員の従事する業務その他に変更がある場合、ならばみらいはあらかじめ当該職員との間に労働契約を締結するものとする。
- 4 前項までの規定に関わらず、当該申し出により無期転換を行った職員の定年は65歳とし、65歳に達した日の直後の年度末に退職とする。また、65歳以上の嘱託職員から当該申し出があった場合、ならばみらいはこれを拒むことができる。

第3章 服 務

第8条（服務）

臨時職員の服務については、一般社団法人ならばみらい就業規則第3章を準用する。

第4章 勤 務

第9条（勤務時間、休憩時間及び休日）

臨時職員の勤務時間、休憩時間及び休日は一般社団法人ならばみらい就業規則第4章を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、これにより難しい場合は、代表理事が別に定める。

第10条（休職、休暇等）

年次有給休暇は、一般社団法人ならばみらい就業規則第4章第15条を準用する。年次有給休暇を使用した日については、通常の賃金を与える。

- 2 臨時職員のうち嘱託職員は、一般社団法人ならばみらい就業規則第4章第16条に規定する特別休暇を使用することができる。特別休暇中の賃金は、一般社団法人ならばみらい給与規程第20条を準用する。

- 3 臨時職員のうちパートタイマー、アルバイトは、その申し出により別表第1に規定する特別休暇を使用することができる。ただし、別表第1の5に規定する職務上疾病による休職を除き、特別休暇中の賃金は無給とする。また、長期にわたる休職、休暇の場合、ならはみらいは必要最低限の証明書類の提出を求めることがある。
- 4 育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇は、一般社団法人ならはみらい就業規則第4章第18条及び第19条を準用する。

第11条（賃金及び手当）

臨時職員には、次の賃金及び手当を支給する。

- (1) 嘱託職員 賃金、時間外勤務手当（ただし、事務局長の職にあるものには支給しない）、通勤手当
 - (2) パートタイマー 賃金、通勤手当、時間外勤務手当
 - (3) アルバイト 賃金、通勤手当、時間外勤務手当
- 2 嘱託職員は、月額給とし別表第2の基準表によるものとし、特別に必要と認められる場合においては代表理事が別に定める。また、休日において、職務に従事した場合においても同様とする。
 - 3 パートタイマー及びアルバイトは、時間給とし、その額は代表理事が別に定める。
 - 4 時間外手当は、嘱託職員が、勤務時間外に勤務することを命ぜられて勤務した場合、またはパートタイマー、アルバイトが、始業から8時間を超えて労働した場合または日曜日を起算日とする1週間の労働時間が40時間を超えた場合（ただし、1日8時間を超えて労働した時間を除く。）に支給する。その場合の額は、職員の例による。
 - 5 賃金は当月分を翌月15日に支給する。ただし、支給日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この規定において「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。
 - 6 通勤手当は、通勤のための交通機関又はその他の交通用具を利用し、その運賃等を負担することを常例とする臨時職員（通勤距離が2Km未満である者を除く。）に支給し、その額は、別表第2のとおりとする。なお、嘱託職員については、正社員と勤務形態が同等であるため、一般社団法人ならはみらい給与規定第9条を適用する。

第12条（臨時加給金）

臨時職員のうち嘱託職員には、臨時加給金を支給することができる。

- 2 嘱託職員の臨時加給金は、6月支給は6月1日、12月支給は12月1日を基準日とする。
- 3 嘱託職員には、次の支給率を基準とした範囲内で支給できる。

勤務期間	支給率	6月支給率	12月支給率
6箇月以上	支給率	本俸の100分の100	本俸の100分の120

3箇月以上6箇月未満	支給率	本俸の100分の30	本俸の100分の50
3箇月未満	支給率	本俸の100分の20	本俸の100分の30

- 4 臨時加給金の支給日は、毎年6月30日及び12月10日とする。ただし、支給日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この規定において「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

第13条（退職）

臨時職員の退職は、一般社団法人ならはみらい就業規則第31条を準用する。

第14条（災害補償等及び災害防止）

臨時職員の災害補償等及び災害防止については、一般社団法人ならはみらい就業規則第35条及び第36条を準用する。

第15条（健康診断）

臨時職員の健康診断は、一般社団法人ならはみらい就業規則第37条を準用する。

第16条（損害賠償）

臨時職員が故意又は重大な過失によってならはみらいに損害を与えたときは、一般社団法人ならはみらい就業規則第38条を準用する。

第5章 雑 則

第17条

この規則に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

附 則

この規則は、設立の日から施行する。

附 則（平成27年6月26日規則第2条、第3条、第9条）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年6月24日規則第2条、第3条、第9条、第10条、別表第2、別表第3）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年6月22日規則第10条）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和2年11月24日規則第2条、第3条、第5条、第7条、第8条、

第10条、第11条、第12条、別表第1、
別表第2)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

別 表

別表第1

号	原因	期間
1	裁判員、証人、投票権の行使その他公民権の行使のための時間	必要と認める期間
2	生理のため勤務に服することが困難な場合	必要と認める期間
3	1歳に満たない子を養育する女性従業員の育児時間	1回につき30分、1日2回まで
4	妊娠中または産後1年に満たない女性従業員の保健指導及び健康診査	(妊娠中) 妊娠23週まで…4週間に1回 ～妊娠35週まで…2週間に1回 ～出産まで……………1週間に1回 (出産後) 医師等が健康診査を受けることを指示したとき、その期間。 ただし、医師等が指示した場合は、その期間に抛らず、指示した期間及び回数
5	業務上疾病	その都度必要と認める期間
6	産前・産後休業	(産前休) 申し出た場合、出産予定日前6週から出産当日まで (産後休) 出産日翌日を起算日とし8週間後まで。 ただし、本人が希望し、医師が認めた場合は軽易な作業に限り復職させることがある

別表第2

嘱託職員給与基準表

学歴免許	格付け基準
大学卒	1級10号
短大卒	1級 7号
高校卒	1級 5号

別表第3

区 分	額
交通用具	片 道 2km 以上 4km 未満・・・・・・ 90円／1日 4km 以上 6km 未満・・・・・・ 145円／1日 6km 以上 8km 未満・・・・・・ 204円／1日 8km 以上 10km 未満・・・・・・ 259円／1日 10km 以上 12km 未満・・・・・・ 309円／1日 12km 以上 14km 未満・・・・・・ 359円／1日 14km 以上 16km 未満・・・・・・ 413円／1日 16km 以上 18km 未満・・・・・・ 463円／1日 18km 以上 20km 未満・・・・・・ 513円／1日 20km 以上 22km 未満・・・・・・ 608円／1日 22km 以上 24km 未満・・・・・・ 702円／1日 24km 以上 26km 未満・・・・・・ 803円／1日 26km 以上 28km 未満・・・・・・ 905円／1日 28km 以上・・・・・・ 1,008円／1日
※ 車検証・自賠責保険・任意保険（対人無制限、対物5,000千円以上）の写しを 通勤届に添付	